

4 相模原市で手続を行うにあたって

4-1 事前相談・協議

大規模小売店舗の新設／変更の届出にあたっては、出店地とその周辺的生活環境への影響についての十分な調査や予測等を行うために、関係する部局、機関と必要な相談や調整を行ってください。

そのため、「大規模小売店舗出店計画概要書」及び「大規模小売店舗出店計画説明書」の作成をお願いしております。

届出事項・添付書類、指針に基づく配慮事項についての調整を行うとともに、関係窓口において所管する関連法令・条例等との整合性を図り、手続途上での計画内容の変更を可能な限り避けるためのものです。

留意点等につきましては「5 事前相談・協議について」を参照してください。[要綱3]

4-2 届出等に必要な部数

新設の届出（法第5条第1項）	正本1部 副本4部
添付書類（法第5条第2項）	正本1部 副本4部
変更の届出（法第6条第1項）	正本1部 副本3部
変更の届出（法第6条第2項）	正本1部 副本4部
変更する旨の届出（法第8条第7項）	正本1部 副本4部
変更しない旨の通知（法第8条第7項）	正本1部 副本4部
変更に係る届出（法第9条第4項）	正本1部 副本4部
既存店の変更（附則第5条第1項）	正本1部 副本4部
廃止の届出（法第6条第5条）	正本1部 副本2部
継承の届出（法第11条第3項）	正本1部 副本2部

[要綱4]

※添付書類については、法第6条第3項、法第8条第8項及び法第9条第5項において準用する場合も含まれます。

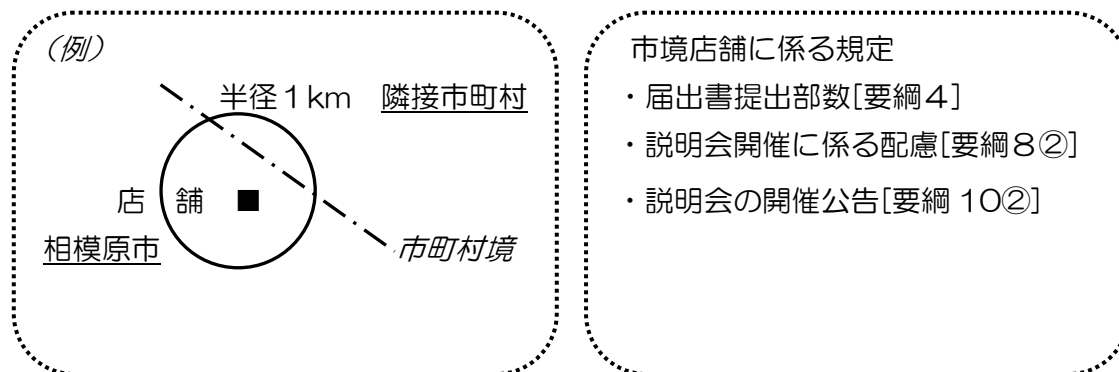
※添付書類がA4サイズを超える場合には、A4サイズに折り込んで下さい。

※届出書の控えが必要な方は、上記の必要部数とは別に用意してください。

4-3 市境店舗

大規模小売店舗のうち、「当該大規模小売店舗の所在地の敷地境界から1キロメートルの範囲内に相模原市以外の市域を含むもの」を「市境店舗」と定めています。

市境店舗は、生活環境に与える影響が隣接市域にも及ぶことが考えられるため、当該区域についても生活環境の保持のための配慮が必要であることから、当該区域及び当該区域を所管する大規模小売店舗立地法運用自治体に対する手続を規定している箇所があります。[要綱2]



4-4 届出等の縦覧

縦覧場所は次のとおりです。[要綱6]

- 商業観光課（本庁舎5階）
 - ・新設の届出[法5①]、変更の届出[法6①][法6②][法附5①]に係る一連の手続
- 出店予定地の区役所
 - ・新設の届出[法5①]、変更の届出[法6②][法附5①]に係る一連の手続

4-5 届出等の公告

相模原市が行う公告は次のとおりです。

公告は掲示場に掲示します。また相模原市のホームページでお知らせします。

[要綱5]

- ・届出事項の概要の公告[法5③][法6③][法8⑧][法9⑤]
- ・大規模小売店舗の廃止の届出の公告[法6⑥]
- ・住民等の意見の概要の公告[法8③]
- ・相模原市の意見の概要の公告[法8⑥]
- ・相模原市の勧告の公告[法9③]

4-6 関係窓口一覧

大規模小売店舗の新設／変更に係る関係窓口（関係法令・制度）は次のとおりです。「出店計画説明書」の作成に係る予測などの技術的事項についてのご相談、その他関係法令等についてご相談される際の参考としてください。

窓 口	相談・協議内容	関係法令
商業観光課	届出にかかる事前相談 その他の関係課に属さない事項	
危機管理室	災害時物資供給に関する事	
地域政策課（各区）	防犯灯設置	
環境保全課	騒音に関する事	騒音に係る環境基準 騒音規制法 等
廃棄物指導課	廃棄物保管施設に関する事	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 相模原市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 等
都市計画課	用途地域、計画道路等	都市計画法
街づくり支援課	地区計画に関する事 屋外広告物の設置	相模原市屋外広告条例
都市鉄道・都市交通 計画課	乗合自動車停留施設等交通機関 施設の設置	
都市整備課	市街地再開発事業に関する事	
都市整備課	駐車場施設の附置に関する事 （駐車場整備地区）	駐車場法 駐車場施設の附置に関する条例
開発調整課	駐車場施設の附置に関する事 （駐車場整備地区外）	開発事業基準条例
開発調整課	開発行為に関する事 開発行為の許可に関する事	開発事業基準条例 都市計画法
建築指導課	建築に係る相談	建築基準法 相模原市中高層建築物の建築及び開発事業 に係る紛争の調整等に関する条例 等
建築審査課	建築確認、建築物等に係る協議	建築基準法 相模原市建築基準条例 等
土木政策課	交通計画に関する事	道路法 等
学務課	交通計画（通学路）に関する事	
予防課	消防施設に係る協議	消防法 火災予防条例
神奈川県警察本部 交通部交通規制課	交通計画に関する事	道路交通法 等